

## (第6章) 委員会規定

### 第1条 総則

この規定は定款第 条に基づき、委員会に関して定めるものとする。

### 第2条 委員組織

1. 委員会は、委員長並びに委員若干名をもって構成する。
2. 委員会の開催日時及び開催場所は、委員長がこれを定める。

### 第3条 議事録

委員会は、付議された事項に関して議事録を作成しこれを理事長に提出しなければならない。

### 第4条 補則

1. 委員会から要求を受けた時は、関係委員会並びに事務局は積極的に協力しなければならない。
2. この規定は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附則)

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する